

令和7年度実施庁目標の策定について

令和7年3月



実施庁目標とは

実施庁

中央省庁等改革基本法に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、

平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁：法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁：防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法 第16条第6項第2号に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を
経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和7年度目標の策定**。）

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

令和7年度目標のポイント

- ・ 令和7年度目標については、以下の点がポイント。

- ① 特許・意匠・商標の審査期間については、一次審査通知までの期間（FA期間）・権利化までの審査期間（TP期間）ともに、**令和6年度目標を引き続き維持。**

※AI関連技術の出願が急増する中においても特許審査の迅速性を維持するため（中略）審査請求から特許の「権利化までの審査期間」を2033年度においても「平均14か月以内」に維持するよう審査体制を整備する。（知的財産推進計画2024）

- ② 審判審理期間については、足下の請求件数の動向等を踏まえ以下について目標を変更。

- ・ **特許の拒絶査定不服審判の審理期間を12～14カ月に延長**（今年度目標：10～12カ月）
- ・ **商標の拒絶査定不服審判の審理期間を8～10カ月に短縮**（今年度目標：9～11カ月）
- ・ **無効審判（特許、意匠、商標）の審理期間を8～10カ月に延長**（今年度目標：7～9カ月）

- ③ 移転登録期間について、これまで実施庁目標の対象外であった不備のある案件についての処理延伸が課題になっているところ、速やかに不備が解消した案件の事務処理を迅速化し、登録期間の平準化を目指す。

- ・ **手続書類に不備なし又は不備が受付から12営業日以内に解消されたものについて、15営業日以内に登録。**

（今年度目標：不備が無い場合に限り、10営業日以内に登録。）

1-1. 審査期間について

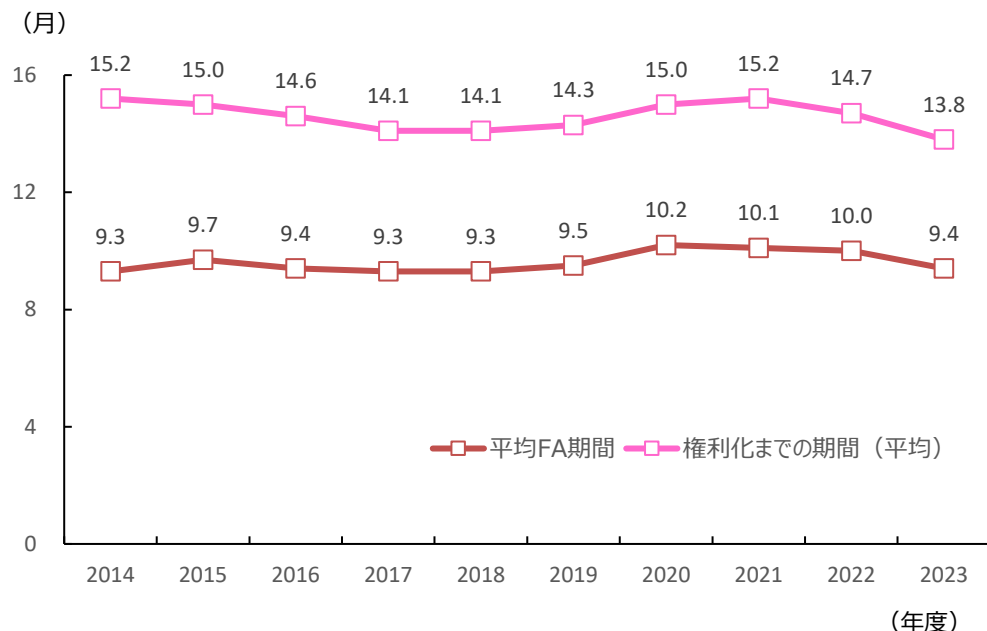
項目		令和4年度評価	令和5年度評価	令和6年度目標	令和7年度目標
特許	一次審査通知までの期間	10.0ヵ月	年度平均9.4ヵ月、 令和6年3月平均 9.1ヵ月	8.5～10.5ヵ月	8.5～10.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.2ヵ月	2.1ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.9ヵ月	0.8ヵ月	1ヵ月以内	1ヵ月以内
	権利化までの期間	14.7ヵ月	年度平均13.8ヵ月、 令和6年3月平均 13.3ヵ月	13～15ヵ月	13～15ヵ月
意匠	一次審査通知までの期間	6.0ヵ月	6.0ヵ月	5～7ヵ月	5～7ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間*	1.8ヵ月	2.0ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	権利化までの期間	7.0ヵ月	6.8ヵ月	6～8ヵ月	6～8ヵ月
商標	一次審査通知までの期間	年度平均5.4ヵ月 令和4年度末月平 均5.5ヵ月	6.1ヵ月	5.5～7.5ヵ月	5.5～7.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	1.9ヵ月	1.7ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	権利化までの期間	年度平均6.9ヵ月、 令和4年度末月平 均6.9ヵ月	7.3ヵ月	7～9ヵ月	7～9ヵ月

*令和7年度よりスタートアップ（SU）を意匠早期審査の対象とすることから、期間目標の対象にSUを加える。

(参考) 特許審査の迅速性

- ◆ 特許審査について、2023年度までに「一次審査通知までの期間（FA） 平均 10 か月以内、権利化までの期間（STP） 平均 14か月以内」とする政府目標を達成。

一次審査通知、権利化までの期間の推移（日本）



各国における一次審査通知までの期間と権利化までの期間

2023年	一次審査通知 までの期間	権利化までの期間
日本	9.5か月	14.0か月
米国	20.3か月	24.8か月
欧州	5.0か月（※）	24.9か月
中国	13.2か月	16.0か月
韓国	16.1か月	20.1か月

※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、
出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
（資料）米国：PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT 2023
欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2023

1-2. 審査の質について

項目		令和4年度評価	令和5年度評価	令和6年度目標	令和7年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	65.5%	78.1%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上*2
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	73.0%	88.3%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上*2
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	67.4%	80.8%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上*2

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

*2 令和5年度評価において、ユーザーアンケートの形式の工夫や品質向上に資する取組強化により、目標を大きく上回ったことから、令和8年度目標については、令和6年度評価を踏まえ引き上げ等を検討する。

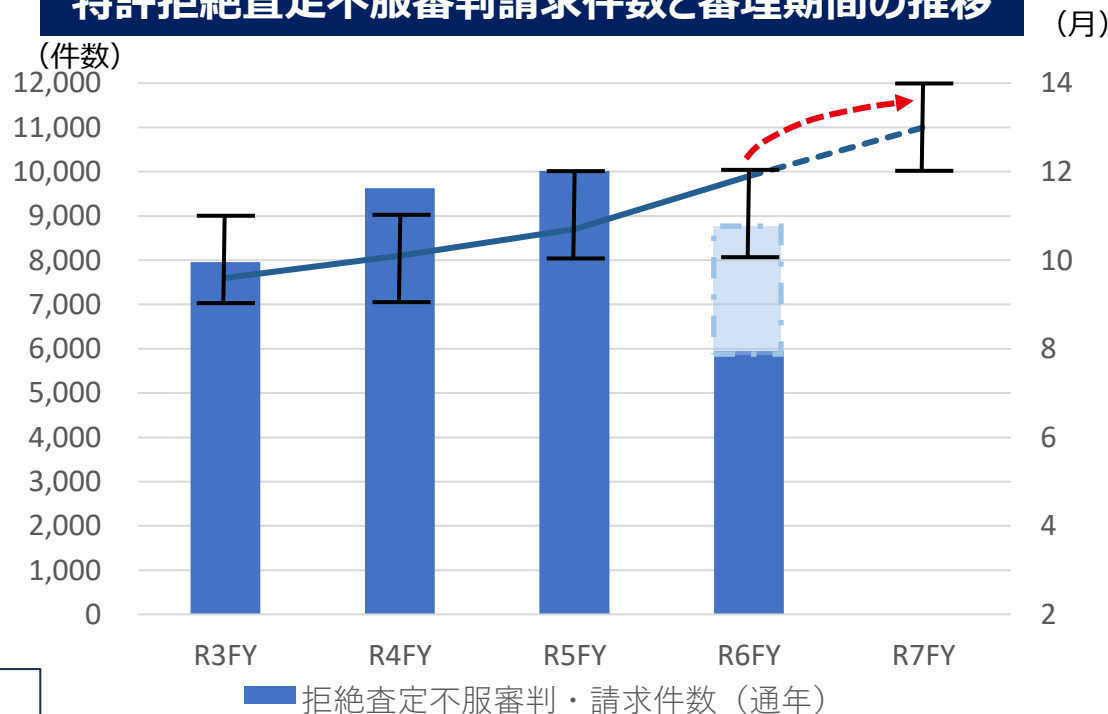
2. 審判について

項目		令和4年度評価	令和5年度評価	令和6年度目標	令和7年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	10.1ヵ月	10.7ヵ月	10～12ヵ月	12～14ヵ月
	意匠	4.4ヵ月	5.8ヵ月	4～6ヵ月	4～6ヵ月
	商標	6.6ヵ月	9.4ヵ月	9～11ヵ月	8～10ヵ月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.4ヵ月	2.5ヵ月	2～4ヵ月	2～4ヵ月
無効審判	特許 意匠 商標	8.6ヵ月	8.4ヵ月	7～9ヵ月	8～10ヵ月
異議申立て	特許	7.3ヵ月	6.9ヵ月	7～9ヵ月	7～9ヵ月
	商標	6.5ヵ月	6.5ヵ月	5～7ヵ月	5～7ヵ月

特許の拒絶査定不服審判審理期間

- 特許の拒絶査定不服審判請求件数については、令和3～5年度にかけて増加。
- 今年度の標準審理期間は、令和5年度までの請求件数の増加の影響を受け、平均約11.9か月となる見込みである。
- 来年度の標準審理期間は、現時点での審理件数で進めると、14か月前後に延伸する見込みであるが、引き続き業務効率化等を講じながら、平均13か月程度に収めることを目指し、**目標を平均12～14か月**とする。

特許拒絶査定不服審判請求件数と審理期間の推移



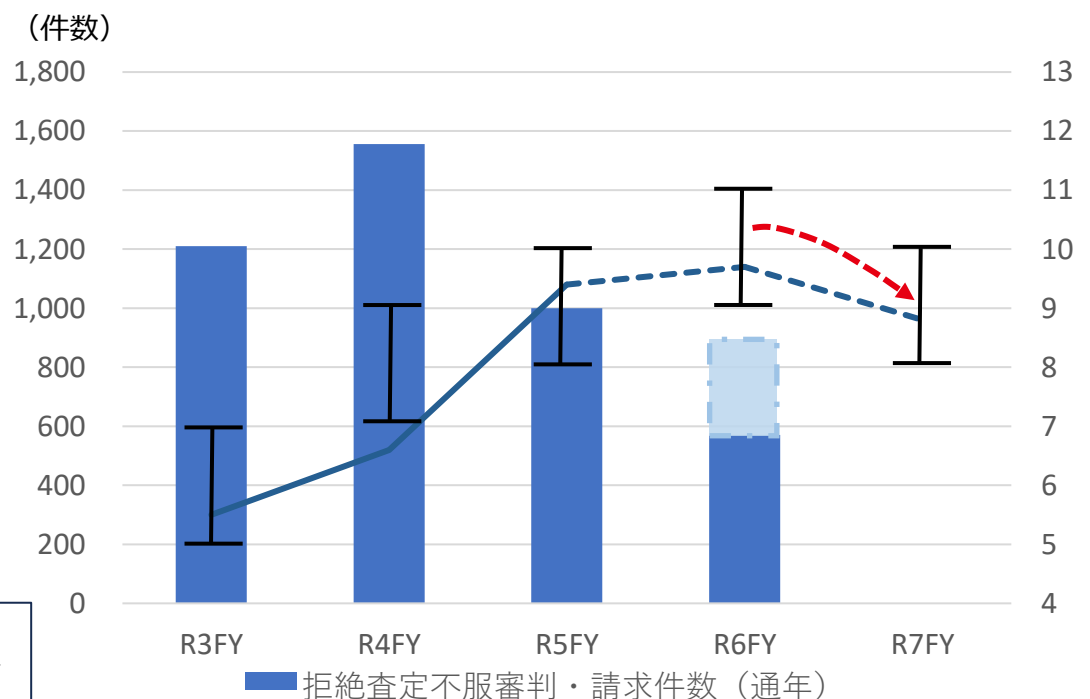
令和6,7年度の標準審理期間は見通し。
令和6年度の審理件数は、11月末時点を濃色で、
年度末見通しを薄色で示す。

実施庁目標
令和7年度：12～14か月
令和6年度：10～12か月
令和5年度：10～12か月
令和4年度：9～11か月
令和3年度：9～11か月

商標の拒絶査定不服審判審理期間

- 商標の拒絶査定不服審判請求件数については、審査件数の変動を受け、令和6年度は減少。
- 今年度の標準審理期間は、令和4年度までの請求件数の増加の影響を受け、約9.7か月となる見込みであるが、来年度については、令和5年度以降請求件数が減少傾向にあることを踏まえ、引き続き業務効率化を講じながら平均9か月程度となることを目指し、**目標を平均8～10か月**とする。

商標拒絶査定不服審判請求件数と審理期間の推移



実施庁目標
令和7年度：8～10か月
令和6年度：9～11か月
令和5年度：8～10か月
令和4年度：7～9か月
令和3年度：5～7か月

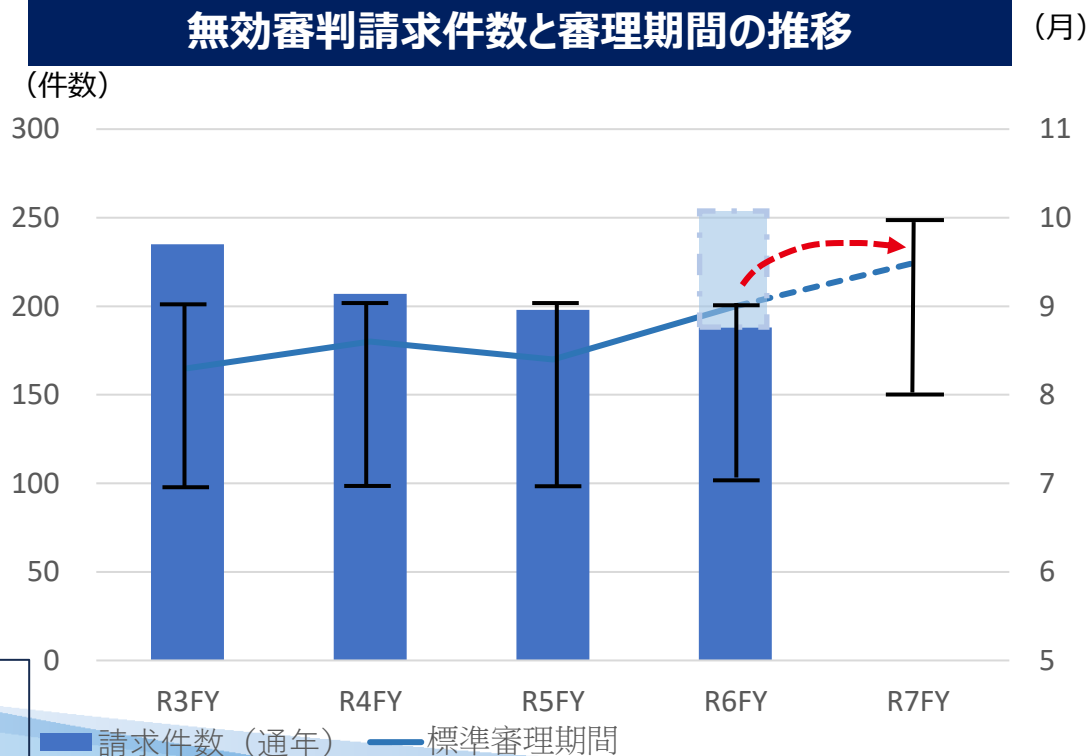
令和6,7年度の標準審理期間は見通し。
令和6年度の審理件数は、11月末時点を濃色で、
年度末見通しを薄色で示す。

無効審判審理期間

- 無効審判の請求件数については、令和3～5年度にかけて横ばいもしくは若干減少傾向にあったが、令和6年度は急増する見通し。無効審判は、侵害訴訟等で争われている/争われる予定である特許に関して請求される場合が多いため、ユーザーに早期に特許の有効性の判断を示すべく常に最優先で審理を行っており、今年度の標準審理期間については約9か月と目標の範囲内に収まる見通し。
- 来年度についても標準審理期間の振れ幅を最小限に抑えるべく、引き続き最優先で審理を行うものの、近年請求人・被請求人に外国籍の者が占める割合が増加傾向にあることを踏まえ（※）10か月を超えないことを目指し、**目標を平均8～10か月**とする。

※応答を求める際の指定期間につき、請求人・被請求人が内国の場合と、外国の場合では、1ヶ月程度差があるため。

無効審判請求件数と審理期間の推移



実施庁目標
令和7年度：8～10か月
令和6年度：7～9か月
令和5年度：7～9か月
令和4年度：7～9か月
令和3年度：7～9か月

令和6,7年度の標準審理期間は見通し。
令和6年度の審理件数は、11月末時点濃色で、
年度末見通しを薄色で示す。

3. 出願・登録等について

項目		令和4年度評価	令和5年度評価	令和6年度目標	令和7年度目標
登録	設定登録*1	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件3営業日以内	全件3営業日以内
	移転登録	6月末までは13営業日以内、7月以降は全件10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件、10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件10営業日以内	全件15営業日以内
	<対象手続>	不備のない手続	不備のない手続	不備のない手続	不備のない手続 又は 不備が受付から12営業日以内に解消した手続
公報*2	特許・意匠・商標	全件、登録日から10日以内に発行した。	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内	10日以内
出願、登録等に関する問合せへの対応		達成	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*2 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

（参考）次年度登録審査期間目標の考え方

- 現状、移転登録に関する実施庁目標については、「手続きに不備がある案件を除き、受付から10営業日以内」としている（全件紙申請、目視審査）。これまでコロナ禍の時期を除いて、不備のない案件は全件10営業日目に登録を行ってきたところ。
- 他方で、手続きに不備のある案件については、速やかに不備が解消した場合であっても、実施庁目標である不備のない案件の10営業日以内の処理を優先することで、不備が解消した案件の処理が後回しとなり登録期間が長期化。
- 「15営業日以内」の登録を目標として移転登録処理を行った場合、速やかに不備が解消された案件（具体的には、12営業日以内に不備が解消する案件（全体の約2割））について、現状は、移転登録まで平均26営業日を要しているところ、15営業日目に移転登録することが可能となり、審査が迅速化される。
- これによって、移転登録全体の平均処理期間も短縮できることから、移転登録処理を最適化するため、令和7年度目標を「不備なし又は不備が受付から12営業日以内に解消されたものについて全件15営業日以内」と変更することとしたい。

4. 中堅・中小企業／地方（地域）の知財活用支援

目標（ミッションステートメント）

- 中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

成果指標

- ① **全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数：12,000件以上**
（※）INPIT第6期中期目標と同様の件数を設定
- ② **地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数：60件以上**
（※）第3次地域知財活性化行動計画（令和5年5月24日）と同様の件数を設定

効果指標

- ① **新規に特許等の出願を行う中小企業数：14,000社以上**
- ② **特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合：18%以上**
（※）第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）（平成28年1月22日閣議決定）における設定比率（15%）及び直近5年間（2019～2023年）（平成31年～令和5年）の平均値（17.3%）を超える目標値を設定

質的目標

- 知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げを図る（モデル事例の周知）。
- 関係機関同士のより一層のネットワーク強化を図り、関係機関が実施する各種支援施策についても、相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る（「知財経営支援ネットワーク」取組推進）。

※各指標の位置づけは以下の通り。

目標：特許庁が中堅・中小企業支援を進めるにあたり掲げるミッション・問題意識。

成果指標：単年度アウトプット目標として達成を目指す指標。

効果指標：アウトカム目標として注視しておくべき指標。

質的目標：施策の方向性

5. グローバル化への対応

項目		令和4年度評価	令和5年度評価	令和6年度目標	令和7年度目標
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間*	2.4カ月	2.1カ月	3カ月以内	3カ月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	48カ国・機関 313人	47カ国・機関 297人	40カ国・機関以上 290人以上	40カ国・機関以上 290人以上

* 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における一次審査通知期間。